

東京学芸大学教官の任期に関する規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）																				
東京学芸大学<u>教官</u>の任期に関する規程 （趣旨） 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、東京学芸大学における<u>教官</u>の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて任用する教官の職等） 第2条 法第4条第1項の規定に基づき任期を定めて任用する教官の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 （任用される者の同意） 第3条 任期を定めて任用する場合には、文書（別紙様式）により、任用される者の同意を得なければならない。 （周知） 第4条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学学報等により、広く周知を図るものとする。 別表 <table><tr><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td>国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門</td><td>教授,助教授</td><td>5年</td><td>再任不可</td><td>法第4条第1項第1号</td></tr></table> 別紙様式 同 意 書 年 月 日 東京学芸大学長 殿 氏名 印 私は、東京学芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第1号及び東京学芸大学教官の任期に	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授,助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	東京学芸大学<u>教員</u>の任期に関する規程 （趣旨） 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、東京学芸大学における<u>教員</u>の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第4条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 （雇用される者の同意） 第3条 任期を定めて雇用する場合には、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）に定める労働契約時に、労働契約書とともに文書（別紙様式）により、雇用される者の同意を得なければならない。 （周知） 第4条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学学報等により、広く周知を図るものとする。 別表 <table><tr><th>教育研究組織の名称</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td>国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門</td><td>教授,助教授</td><td>5年</td><td>再任不可</td><td>法第4条第1項第1号</td></tr></table> 別紙様式 同 意 書 年 月 日 東京学芸大学長 殿 氏名 印 私は、東京学芸大学 に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第1号及び東京学芸大学教員の任期に	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授,助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																	
国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授,助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																	
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																	
国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授,助教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																	

関する規程第2条の規定に基づき、下記のとりの任期により任用されるものであることに同意します。

記
年 月 日から 年 月 日まで
〔省略〕

関する規程第2条の規定に基づき、下記のとりの任期により雇用されるものであることに同意します。

記
年 月 日から 年 月 日まで

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。